

道の駅かつらぎに関する  
調査特別委員会中間報告

令和3年（2021年）9月

## 目次

1	調査に至った経緯	2
2	特別委員会の設置	2
	(1) 設置決議	2
	(2) 委員長、副委員長、委員の氏名	3
3	調査の概要	4
	(1) 調査事項	4
	(2) 調査の視点	4
	(3) 調査方法	5
	(4) 委員会等の開催状況	5
	(5) 提出を求めた記録	8
4	調査状況報告	9
	(1) 道の駅かつらぎの概要について	9
	(2) 不適正な事務について	10
	(3) 補助金返還(精算)の概要について	12
	(4) 道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの 提案関連の状況について	14

## 1 調査に至った経緯

本市においては、平成29年8月31日に道の駅かつらぎの建設工事に関する住民監査請求が提出され、監査の結果、公文書偽造により架空工事が行われていたことや、虚偽による不正な契約が行われていたことが判明し、平成29年10月30日に山下和弥前市長及び生野吉秀元副市長並びに関係する業者に対して損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行うよう市に対して監査委員より勧告がなされるという市民の信頼を大きく失墜させる不祥事が明るみになった。それに基づき、市は関係者に損害賠償請求、不当利得返還請求を行ったが、いずれの者からも支払い意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起を議会へ上程された。この間、道の駅かつらぎ建設事業に関して多額の補助金の返還が発生することが判明した他、新たに道の駅かつらぎ建設に関連して行われた地質調査が、不適正な事務処理手続きのもと行われたことが判明したが、道の駅かつらぎ建設工事の全容の解明には至らなかった。これらを受け、本市議会ではすでに総務建設常任委員会の調査案件ではあったものの、平成30年3月22日に全員協議会を開催し、行政の活動を市民の立場から監視することが議会の責務であるという観点から、地方自治法第98条第1項の権限を付与した特別委員会を設置し、原因究明と再発防止を目的として詳細なる調査を行っていくことを全会一致で確認した。そして、平成30年3月23日の本会議において、「道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について」議長発議で提案し、本委員会の設置が決定した。

## 2 特別委員会の設置

### (1) 設置決議（平成30年3月23日）

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について

#### ①委員会の名称

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会

#### ②委員定数

10名

#### ③委員会の権限

地方自治法第98条第1項の権限を委任する

※地方自治法第98条第1項による検査権とは議会が、普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、市長等へ報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる権限である。なお、書面による検査を行い、実地調査をすることはできない。

④調査・審議事項

道の駅かつらぎに関する事項

⑤設置期間

議会が必要と認められる期間

地方自治法第109条第4項による

※議会の議決より付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる（地方自治法第109条第8項）

⑥設置理由

道の駅かつらぎの建設にあたり、不適正な事務処理があったため、事業内容の再調査を行う

(2) 委員長、副委員長、委員の氏名

【平成30年3月23日～同年11月14日】

委員長 西井 覚

副委員長 下村 正樹

委員 杉本 訓規 梨本 洪珪 松林 謙司

谷原 一安 川村 優子 増田 順弘

岡本 吉司 西川 弥三郎

【平成30年11月14日～令和元年11月18日】

委員長 西井 覚

副委員長 梨本 洪珪

委員 杉本 訓規 松林 謙司 谷原 一安

川村 優子 増田 順弘 岡本 吉司

下村 正樹 西川 弥三郎

【令和元年11月18日～令和2年10月18日】

委員長 西井 覚

副委員長 梨本 洪珪

委員 杉本 訓規 松林 謙司 谷原 一安

川村 優子 増田 順弘 岡本 吉司

吉村 優子 西川 弥三郎

【令和2年10月18日～令和2年11月20日】

委員長 西井 覚

副委員長 梨本 洪珪

委員	杉本 訓規	松林 謙司	谷原 一安
	川村 優子	増田 順弘	岡本 吉司
	(欠員)	西川 弥三郎	

【令和2年11月20日～現在】

委員長	下村 正樹		
副委員長	梨本 洪珪		
委員	杉本 訓規	吉村 始	奥本 佳史
	松林 謙司	谷原 一安	増田 順弘
	岡本 吉司	西川 弥三郎	

### 3 調査の概要

#### (1) 調査事項

道の駅かつらぎに関する事項

#### (2) 調査の視点

道の駅かつらぎの建設にあたり、不適正な事務処理があったため、事業内容の調査を行う。

① 道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の確認

② 不適正な事務処理手続きの事実内容及び経緯の確認

I 新道の駅建設事業にかかる建物移転補償について

II 太田新池線改良工事（他1件）に伴う地質調査について

III 南阪奈側道1号線道路改良その2工事について

IV 太田新池線道路改良工事（他3件）の工事について

③ 補助金の返還に係る経緯の確認

(3) 調査方法

本委員会は、地方自治法第98条第1項の権限を委任された調査特別委員会であることから、道の駅かつらぎに関する上記事業の事務に関する書類及び計算書、及び調査の過程で必要と判断した資料を、執行機関等に請求し、各委員が検閲した。さらに、説明員として関係職員の委員会及び協議会出席を要求し、必要に応じて説明を求め、質疑を行った。

なお、検閲する書類等については、委員会室で管理し、委員各位が常時閲覧可能な環境を整えた。

(4) 委員会等の開催状況

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会等の開催状況

平成30年3月23日 特別委員会設置

平成30年

日程	開会時間	会議名等	協議内容・決定事項等
4月5日	木 午前10時	第1回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営について」  下記資料の説明及び検証 ①地域活性化事業委託料一覧資料 ②地域活性化事業費工事費一覧資料 ③地域活性化事業費補償費一覧資料  次回下記資料を求めることに決定 ①道の駅かつらぎの整備にからむ冬の郷の移転先の地質調査の関係書類一式 ②道の駅かつらぎに関して調査された市政検討委員会の議事録 ③地域活性化事業用地一覧資料 ④地域活性化事業委託料一覧資料(詳細)
4月27日	金 午後2時	第2回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「資料請求の結果について」  下記資料の説明及び検証 ①道の駅かつらぎの整備にからむ冬の郷の移転先の地質調査の関係書類一式 ②道の駅かつらぎに関して調査された市政検討委員会の議事録 ③地域活性化事業用地一覧資料 ④地域活性化事業委託料一覧資料(詳細) 4/14付読売新聞の記事について検証  次回下記資料を求めることに決定 ①道の駅かつらぎの整備事業に係る委託料随意契約の詳細資料 ②道の駅かつらぎに関して調査された市政検討委員会配付資料(関係職員への聞き取り調査結果報告書)
5月15日	火 午前10時	第3回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」  下記資料の説明及び検証 ①道の駅かつらぎの整備事業に係る委託料随意契約の詳細資料 ②道の駅かつらぎに関して調査された市政検討委員会配付資料(関係職員への聞き取り調査結果報告書) ※②については非公開のため、提出できない旨の報告あり 4/14付読売新聞の記事について検証 5/8付毎日新聞の記事について検証  谷原議員より、訴えの提起に係る関係資料の提供があり、委員会資料とすることを決定

5月23日	水	午前10時	第4回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」  <u>下記4項目について不適正な事務処理手続きの事実内容及び経緯の確認の再調査を行うことを決定</u> I 新道の駅建設事業にかかる建物移転補償について II 太田新池線改良工事(他1件)に伴う地質調査について III 南阪奈側道1号線道路改良その2工事について IV 太田新池線道路改良工事(他3件)の工事について  次回の協議会において、当時の関係職員を説明員として呼ぶことを決定
6月5日	火	午前10時	第5回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「道の駅かつらぎに関する説明について」  説明員(9名)から聞き取り調査を実施
6月18日	月	午後3時	第6回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」  次回の委員会運営の方針を決定
6月26日	火	午前9時30分	第1回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 協議会の開催状況の報告について 2. 不適正な事務処理手続きの検証について 3. 今後の委員会運営について
9月3日	月	午前10時	第7回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」 <u>下記資料の提出を求めることに決定</u> ①道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の資料 ②道の駅かつらぎに係る補助金返還に関する資料 ③道の駅かつらぎの整備にからむ柘の郷の移転先の地質調査に関する調査状況資料
12月3日	月	午前10時	第8回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」 次回の委員会で、提出された下記資料を検証することに決定 ①道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の資料 ②道の駅かつらぎに係る補助金返還に関する資料 ③道の駅かつらぎの整備にからむ柘の郷の移転先の地質調査に関する調査状況資料
12月14日	金	午後2時	第2回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する事項について 提出された資料の検証 2. 今後の委員会運営について ①道の駅かつらぎ建設に関する事業費について ②道の駅かつらぎ建設に関する事業計画変更の経緯について ③道の駅かつらぎに係る補助金の返還について ④道の駅かつらぎの整備にからむ柘の郷の移転先の地質調査について 以上の4項目について引き続き、整理して検証を行うことを決定。

令和元年(平成31年)

日程		開会時間	会議名等	協議内容・決定事項等
1月15日	火	午前10時	第3回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する事項について ①道の駅かつらぎ建設に関する事業費について ②道の駅かつらぎ建設に関する事業計画変更の経緯について ③道の駅かつらぎに係る補助金の返還について ④道の駅かつらぎの整備にからむ冬の郷の移転先の地質調査について 以上の4項目の論点整理。  2. 今後の委員会運営について <u>協議会を開催し、質問項目等を整理することを確認。</u>
1月28日	月	午後2時	第9回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」 ①道の駅かつらぎ建設に関する事業費について ②道の駅かつらぎ建設に関する事業計画変更の経緯について ③道の駅かつらぎに係る補助金の返還について ④道の駅かつらぎの整備にからむ冬の郷の移転先の地質調査について 以上の4項目の論点整理。  <u>今後の進め方について、正副委員長と正副議長で調整することを確認。</u>
4月9日	火	午後1時30分	第4回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する事項について 地質調査における市政検討委員会の答申について  2. 今後の委員会運営について <u>委員会中に要望のあった資料を確認し、正副委員長と正副議長で調整することを確認。</u>
7月16日	火	午後2時	第10回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「今後の委員会運営等について」 下記資料の検証 ①道の駅かつらぎ建設の用地買収に係る土地鑑定書等一件 ②公共用地先行取得に関する契約書  <u>今後の進め方について、参考人や説明員の候補者を正副委員長と正副議長で調整することを確認。</u>

令和2年

日程		開会時間	会議名等	協議内容・決定事項等
2月26日	水	午後2時	第11回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「現状報告と今後の委員会運営等について」  <u>今後の進め方について、正副委員長で調整することを確認。</u>
11月16日	月	午前10時	第5回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する事項について 道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連の内容について 国庫補助金の返還金の内容について
12月14日	月	午後3時	第6回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する事項について 道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連の内容について

令和3年

日程	開会時間	会議名等	協議内容・決定事項等
2月15日	月 午前9時30分	第7回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する事項について 道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連の内容について 2. 今後の委員会運営について これまで委員会での調査内容の整理を正副委員長で調整することを確認。
6月21日	月 午後2時	第12回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「道の駅かつらぎに関連する裁判の進捗状況と今後の委員会運営等について」 今後の進め方について、中間報告としてまとめることを確認。
8月20日	金 午前10時	第13回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会	協議案件「道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告について」 中間報告(案)の内容について協議。協議内容を踏まえて正副委員長で中間報告を調製することを確認。
9月9日	木 午後3時	第8回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会	調査案件 1. 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告について 委員会として中間報告を議長宛に提出することを決定。

## (5) 提出を求めた記録

### 提出を求めた記録

(1) 提出を求めた記録

(谷原議員 平成30年5月15日依頼分)

<請求資料>

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
訴えの提起に係る関係資料	平成30年5月15日	

(2) 執行機関に提出を求めた記録

(平成30年3月29日依頼分)

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
①地域活性化事業委託料一覧資料 ②地域活性化事業費工事費一覧資料 ③地域活性化事業費補償費一覧資料	平成30年4月5日	

(平成30年4月19日依頼分)

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
①道の駅かつらぎの整備にからむ椋の郷の移転先の地質調査の関係書類一式 ②道の駅かつらぎに関して調査された市政検討委員会の議事録 ③地域活性化事業用地一覧資料 ④地域活性化事業委託料一覧資料(詳細)	平成30年4月27日	

(平成30年5月7日依頼分)

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
①道の駅かつらぎの整備事業に係る委託料随意契約の詳細資料 ②道の駅かつらぎに関して調査された市政検討委員会配付資料(関係職員への聞き取り調査結果報告書)	平成30年5月15日	②非公開のため、提出なし

(平成30年9月3日依頼分)

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
①道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の資料 ②道の駅かつらぎに係る補助金返還に関する資料 ③道の駅かつらぎの整備にからむ椋の郷の移転先の地質調査に関する調査状況資料	平成30年11月29日	

(平成30年12月25日依頼分)

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
①葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書の写し ②葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本変更協定書の写し ③葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務平成28年度協定書の写し ④葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務平成29年度協定書の写し ⑤葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務平成29年度変更協定書の写し ⑥葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務平成30年度協定書の写し	平成31年1月9日	

(令和元年5月16日依頼分)

提出を求めた記録の名称	提出(回答)年月日	備考
①道の駅かつらぎ建設の用地買収に係る土地鑑定書等一件 ②公共用地先行取得に関する契約書	令和元年5月30日	

#### 4 調査状況報告

本特別委員会は、これまで13回の協議会に加え、平成30年6月26日の第1回の委員会以降、8回の委員会を開催し調査を行ってきた。しかしながら、本件に関しては損害賠償等請求事件の裁判等の係争中により参考人として委員会への出席を求めることが困難であったことや、道の駅かつらぎに関する記録の管理等が不十分である状況の中、可能な限りの調査を行ってきたので、その概要を報告する。

##### (1) 道の駅かつらぎの概要について

###### ①道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の確認

###### 【事業概要】

奈良県の西の玄関口となる南阪奈道路を主要幹線道路県道御所香芝線の交差点付近に休養、交流、情報発信、研修等の機能を持つ道の駅を整備し、農業・商工業・観光を含む産業の活性化と都市と農村の交流を促し、魅力あるまちづくりを推進する目的で事業が実施された。

###### 【経緯】

道の駅かつらぎ建設に関する事業計画については、平成22年7月に設立された葛城市地域活性化事業計画検討委員会において協議され、平成23年5月に地域活性化事業計画が策定。その後、平成24年3月に都市再生整備

計画が策定され、平成26年12月に第1回の計画変更がされた。当初計画の変更点として、計画面積の増加、地域振興棟の形の変化やその建築面積も拡大し、事業がすすめられ、平成28年11月にオープンとなった。

### 【事業費】

理事者より提出のあった地域活性化事業費の一覧表では、道の駅かつらぎ建設に関する事業費総額は平成29年度末時点で、29億3,572万3,232円であった。議会への報告では、当初、平成23年5月策定の地域活性化事業計画では全体事業費約18億円、また平成24年3月に策定された都市再生整備計画においても事業費約18億円ということで報告があったが、平成26年9月議会で都市再生整備計画を変更予定であると報告した後、平成26年12月に都市再生整備計画（第1回変更）がなされたが、その当時、議会への報告はなく、議員から理事者への質疑に対して、道の駅の全体事業費については、平成27年9月に約24億円、平成28年6月に約26億円などと、その都度、議会に対して金額の報告をされていた。今回の調査で、平成26年12月の都市再生整備計画（第1回変更）の資料が議会へ提出され、その計画書には概算の事業費が約30億円と記載されており、最終的には平成26年12月に変更された都市再生整備計画の変更計画の通りに執行されていたと判明した。

## (2) 不適正な事務について

### ②不適正な事務処理手続きの事実内容及び経緯の確認

#### I 新道の駅建設事業にかかる建物移転補償について

本件については、道の駅整備事業に伴う物件移転補償契約に関する事務処理であり、平成26年11月28日付で葛城市土地開発公社と社会福祉法人柁の郷（以下「柁の郷」という。）において1億4,168万円で物件移転補償契約の事務処理がされているが、平成27年6月16日付で葛城市と柁の郷において同じ物件について同じ金額である1億4,168万円で土地売買及び補償に関する契約処理がされた。なお、葛城市との契約に基づく支払いは発生していない。

その支払いが発生していない葛城市との契約をもとに平成28年4月5日付で柁の郷と2,500万円の変更契約がされ法令改善に伴う追加という変更理由で葛城市より補償金が支払われたが、その法令改善については検証が必要である。

## II 太田新池線改良工事（他1件）に伴う地質調査について

本件については、太田新池線改良工事に伴う地質調査及び八川地内敷地造成工事に伴う地質調査として事務処理されているが、それぞれの地質調査は実施されておらず、道の駅整備に伴い葛城市が柵の郷に提供した代替地において、平成27年11月に柵の郷が福祉施設を建設する際に、産業廃棄物が埋まっていることが判明したため、代替地において葛城市が実施した地質調査の費用として支払われた。

## III 南阪奈側道1号線道路改良その2工事について

本件については、平成28年4月5日付で栄和建设株式会社と南阪奈側道1号線道路改良その2工事として1,749万600円で建設工事請負契約した事務処理。

道の駅整備事業に伴い収用された柵の郷の福祉施設の建物解体費用は葛城市土地開発公社との物件移転補償契約により補償されており、柵の郷の負担により福祉施設の解体をするべきものであるが、この工事契約金額に福祉施設の建物解体費用を取壊工の名目で含めて支払われた。

## IV 太田新池線道路改良工事（他3件）の工事について

本件については、太田新池線道路改良工事、中戸1号線道路改良工事、中戸6号線道路改良工事、中戸23号線道路改良工事の4件の工事として事務処理されているが、それぞれの道路改良工事は実施されておらず、道の駅整備に伴い移転された柵の郷の福祉施設の進入路や駐車場整備の費用として支払われた。

### 【不適正な事務が行われた経緯】

当時、道の駅建設予定地には柵の郷の施設建物が建っており、移転をしていただくよう生野元副市長が中心となって交渉を行っていた。移転先の候補地については、同施設の建物が移転先候補地の西側にあったため、その近くで移転先を探してもらいたいという要望が柵の郷からあった。候補地を選定する上で、所有者の方や、地元の方、謄本等も確認し、換地された地番ではなかったこと等、考えられる全ての調査を実施した結果、候補地を選定し、その結果を柵の郷に提案し、同意を得られたため、代替地が決定した。しかし、移転先の基礎工事を行っている時に、産業廃棄物がでてきたため、急遽、市も地質調査を実施した。その結果、約7,800万円の撤去費用がかかると判明し、内部で協議した結果、当初の代替地の土地の金額が約4,000万円であり、その倍の補償を市として支払うのは難しいと判断したため、柵の郷と交渉をした結果、柵の郷の外構部分の

工事や、移転後の旧施設の解体を市が実施することに加えて、補償金2,500万円を追加で支払うことになった。

これらの地質調査、移転先の外構工事及び福祉施設の取壊し工事の費用を市で負担するために架空の地質調査及び道路工事などがねつ造された。そのために公文書偽造などの不正行為に職員が関与した。また、追加の移転補償を市で支払うために、土地開発公社と柘の郷とが結んでいた契約と同一内容の契約を葛城市が締結するなど不適切な契約事務が行われた。

地質調査について市が実施した理由については、すでに土地の所有権が柘の郷に移っているものと認識しており、民間の土地を市が調査できないと思い、架空工事の形を作り資金を捻出した。また、移転補償費について、柘の郷と土地開発公社、柘の郷と市で二重契約したことについては、当初、市に予算がなく、土地開発公社で買う形で契約をした。市との契約については、補助対象となるように契約を結んだものであり、支払いはしていない。土地開発公社との契約書には、相互協力義務が記載されており、瑕疵のない状態で提供することとなっていた。産業廃棄物を土地開発公社の責任で処理しなかった理由として、以前から土地開発公社で土地を先行取得するにあたっては、用地交渉云々等は全て担当課で行っており、土地開発公社はその契約書に基づいて支払いのみを行っていたので、土地開発公社で契約した分も市で処理するという認識のもと業務を行っていたと職員からの聞き取り調査の結果判明した。

これらの不適正な事務が行われた経緯には、道の駅かつらぎのオープンの日程が決まっており、どうしても期日までに建設を間に合わせなければならない状況にあったことが、平成30年6月5日の第5回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会の聞き取り調査で説明された。

しかしながら、葛城市土地開発公社と柘の郷との契約において、代替地に瑕疵がある場合の扱いを定めており、契約にしたがって公正に事務を行うことができなかった原因については検証が必要である。

### (3) 補助金返還（精算）の概要について

#### ③補助金の返還に係る経緯の確認

平成26年12月の計画変更後に、株式会社道の駅葛城とソフト部門の担当である農林課との協議により利用状況の変更について、ハード部門の担当である建設課に対して依頼があったが、建設課としては計画変更の必要性は認識していたものの、工事完了後に都市再生整備計画の変更が行えると考えていたが、変更できず補助金を返還することになった。また、これに伴い、基幹事業と提案事業の割合が変更になり国費率の低減に伴う精算が必要になった。さらに、補助対象外の事業に補助金が充てられていたことや、届け出た図面と事務所の位置

が違うなど、図面と異なる箇所が複数あったこと、移転が必要になった際の郷と葛城市土地開発公社が約1億4,000万円の物件移転補償契約を結んだが、公社との補償契約は補助対象外と県から指摘を受け、補助金の返還をするに至った。

国庫補助事業に対する知識、理解に欠けるところがあったため、不適正な事務処理となり、国庫補助金の返還となった。また工事請負契約において官製談合が発覚し、対象となった工事の契約条項に基づき損害賠償金を受け入れたため、該当する国庫補助金を返還した。

地域活性化事業費（令和2年度精算後）

道の駅事業費総額 2,935,723,232円

内、都市再生整備計画（都市局分補助対象事業費）

1,518,299,871円

都市局分補助金 585,400,000円（A－B－C）精算後

721,116,000円（当初補助金）A

95,640,130円（平成29年度返還額）B

40,075,870円（令和2年9月返還額）C

内、社会資本整備総合交付金（道路局分補助対象事業費）

839,916,978円

道路局分補助金 461,954,160円（D－E－F－G）精算後

561,338,876円（当初補助金）D

64,569,780円（平成29年度返還額）E

20,732,473円（令和2年6月返還額）F

14,082,463円（令和2年9月返還額）G

(4) 道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連の状況について  
企画政策課提供資料(令和3年8月20日時点)

① 損害賠償等請求事件(平成30年(ワ)第386号)→  
(令和2年(ネ)第2187号)

- ・原告 葛城市
- ・被告 山下前市長及び生野元副市長並びに栄和建设株式会社
- ・平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1の内容の基づく訴訟  
(勧告の内容)

葛城市長は、南阪奈側道1号線道路改良その2工事に含まれる社会福祉法人  
柁の郷の取壊工事について計上されている社会福祉法人柁の郷の取壊費用分の  
金額を調査した後、請求金額を確定させ、山下前市長及び生野元副市長につい  
ては損害賠償請求を、栄和建设株式会社に対しては損害賠償請求ないし不当利得  
返還金を請求するよう勧告する。

- ・案件：南阪奈側道1号線道路改良その2工事
- ・返還を求める対象者：山下前市長及び生野元副市長並びに栄和建设株式会社
- ・返還を求める金額：6,304,869円に支払の日(平成28年11月15日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を合わせた額
- ・裁判開始日：平成30年10月15日
- ・裁判回数：12回
- ・裁判進捗状況：当事者及び証人尋問終了(令和2年6月16日)
- ・判決日：令和2年9月29日
- ・判決内容(主文)：
  - 1 被告山下及び被告生野は、原告に対し、連帯して447万3362円及びこれに対する平成28年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 原告の被告山下及び被告生野に対するその余の請求並びに被告会社に対する請求をいずれも棄却する。
  - 3 訴訟費用は、原告と被告山下及び被告生野との間においては、原告に生じた費用の3分の2と被告山下及び被告生野に生じた費用の全部を10分し、その3を原告の負担とし、その余を被告山下及び被告生野の連帯負担とし、原告と被告会社との間においては、原告に生じたその余の費用と被告会社に生じた費用の全部を原告の負担する。
  - 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

- ・市の対応：控訴状提出、令和2年10月16日に第1審担当弁護士より提出
- ・控訴理由：葛城市としては、住民監査結果に基づく訴えの提起であり、葛城市請求内容と奈良地方裁判所の判決の内容に相違があるため、控訴の手続きを行うこととする。

- ・相手方の対応：控訴 山下前市長、生野元副市長が控訴状提出
- ・大阪高等裁判所第8民事部ヒ係令和2年（ネ）第2187号事件として争う。

- ・大阪高等裁判所裁判開始日：令和3年3月9日（火） 第1回口頭弁論
- ・大阪高等裁判所：令和3年5月18日（火） 第2回口頭弁論
- ・大阪高等裁判所：令和3年7月27日（火） 第3回口頭弁論
- ・大阪高等裁判所：令和3年9月27日（月）午前10時第4回口頭弁論予定

② 損害賠償等請求事件（平成30年（ワ）第385号）→  
（令和2年（ネ）第1666号）

- ・原告 葛城市
- ・被告 山下前市長及び生野元副市長並びに有限会社櫻井建材建設
- ・平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2の内容に基づく訴訟（勧告の内容）

葛城市長は、太田新池線道路改良工事（他3件）の工事について、山下前市長及び生野前副市長については損害賠償請求を、有限会社櫻井建材建設に対し損害賠償請求ないし不当利得返還金370万4,400円を請求するよう勧告する。

- ・案件：太田新池線道路改良工事他3件
- ・返還を求める対象者：山下前市長及び生野元副市長並びに有限会社櫻井建材建設

- ・返還を求める金額：3,704,400円に支払の日（平成28年6月6日）の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を合わせた額

- ・裁判開始日：平成30年10月15日

- ・裁判回数：8回

- ・裁判進捗状況：当事者及び証人尋問終了（令和2年1月14日）

- ・判決日：令和2年6月23日

- ・判決内容（主文）：
  - 1 被告らは、原告に対し、連帯して370万4,400円及びこれに対する平成28年6月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告らの連帯負担とする、
  - 3 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

- ・市の対応：市の主張がすべて認められたため控訴せず
- ・相手方の対応：控訴 山下前市長、生野元副市長が控訴状提出
- ・大阪高等裁判所第7民事部1-S係令和2年（ネ）第1666号事件として争う。
- ・大阪高等裁判所裁判開始日：令和3年2月24日（水）
- ・裁判回数：4回
- ・大阪高等裁判所

③ 損害賠償等請求事件（平成30年（ワ）第384号）

- ・原告 葛城市
- ・被告 山下前市長及び生野元副市長
- ・平成29年10月30日付け葛監51号の勧告3の内容に基づく訴訟（勧告の内容）

葛城市長は、新道の駅建設事業にかかる建物移転補償の変更契約について、山下前市長及び生野元副市長については損害賠償請求を、社会福祉法人柘の郷に対しては損害賠償請求ないし不当利得返還金2,500万円を請求するよう勧告する。

- ・返還を求める対象者：山下前市長及び生野元副市長
- ・返還を求める金額：2,500万円に支払の（平成28年5月31日）の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害額を合わせた額
- ・裁判開始：平成30年10月15日
- ・裁判回数：3回
- ・併合：平成31年2月13日、本件の弁論に奈良地方裁判所平成30年（ワ）第105号、同第373号事件の弁論に併合される。

④ 債務不存在確認請求事件（平成30年（ワ）第105号・同第373号）→（令和3年（ネ）第265号）

反訴の提起について

- ・原告 葛城市
- ・反訴被告となるべき者：社会福祉法人柘の郷
- ・請求要旨：平成30年2月23日付で柘の郷が起こした、平成28年5月31日付で支払った物件移転補償追加補償金2,500万円について、市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えに対する反訴を提起
- ・裁判開始：平成30年4月17日
- ・併合：平成31年2月13日、本件の弁論に奈良地方裁判所平成30年（ワ）第384号事件の弁論を併合する。

- ・ 裁判回数：17回
- ・ 裁判進捗状況：第1回当事者及び証人尋問終了（令和2年9月1日）  
第2回当事者及び証人尋問終了（令和2年9月15日）
- ・ 判決日：令和2年12月22日
- ・ 判決内容（主文）：1 原告は、反訴原告に対し、2,500万円及びこれに対する平成30年7月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。  
2 被告山下及び被告生野は、反訴原告に対し、連帯して2,500万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。  
3 反訴原告の原告に対する主位的請求及びその余の予備的請求をいずれも棄却する。  
4 訴訟費用は、乙事件及び丙事件を通じて原告並び被告山下及び被告生野の連帯負担とする。  
5 この判決は、1項及び2項に限り、仮に執行することができる。
- ・ 市の対応：市の主張がすべて認められたため控訴せず
- ・ 相手方の対応：控訴 柵の郷、山下前市長、生野元副市長が控訴状提出
- ・ 大阪高等裁判所第13民事部A2係令和3年（ネ）第265号として争う。
- ・ 大阪高等裁判所裁判開始日：令和3年5月14日（金）
- ・ 裁判回数3回
- ・ 大阪高等裁判所：令和3年9月3日（金）午後2時 第1回口頭弁論予定

⑤ 産業廃棄物撤去等請求事件（平成30年（ワ）第359号）→  
（令和3年（ネ）第218号）

- ・ 原告 社会福祉法人柵の郷
- ・ 被告 葛城市  
葛城市土地開発公社
- ・ 訴状 平成30年7月12日奈良地方裁判所提出  
（請求の趣旨）  
被告らは、原告に対し、連帯して、葛城市中戸595番地1、同595番地2同791番地の土地につき、埋土範囲図面記載の範囲における深さ5.2メートルの埋土及び盛土を除去し、除去した部分に安全な土で客土をせよ。
- ・ 裁判開始：平成30年11月5日
- ・ 裁判回数：3回
- ・ 訴えの変更申立書提出：令和元年6月17日

(変更後の請求の趣旨)

被告らは、原告に対し、連帯して、3億4,938万4,059円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- ・裁判回数：10回（合計13回）
- ・裁判進捗状況：当事者及び証人尋問終了（令和2年8月24日）
- ・判決日：令和2年12月22日
- ・判決内容（主文）：
  - 1 被告会社は、原告に対し、4,077万7,000円及びこれに対する平成31年4月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 原告の被告会社に対するその余の請求及び被告市に対する請求をいずれも棄却する。
  - 3 訴訟費用は、原告と被告会社との間においては、原告に生じた費用の全部を10分し、その9を原告の負担とし、その余の費用と被告市に生じた費用の全部を原告の負担とする。
  - 4 この判決は、1項に限り仮に執行することができる。

・市の対応：市の主張がすべて認められたため控訴せず。

・公社の対応：控訴状提出、主張が認められず控訴状を令和2年12月25日に第1審担当弁護士より提出

・相手方の対応：控訴 柊の郷が葛城市・葛城市土地開発公社に対し控訴状を提出

・大阪高等裁判所第4民事部ホ係令和3年（ネ）第218号として争う。

・大阪高等裁判所裁判開始日：令和3年5月13日（木）第1回口頭弁論（結審）

・判決日：令和3年7月29日

・判決内容（主文）：

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。

- 2 一審原告の控訴費用は一審原告の、一審被告公社の控訴費用は一審被告公社の各負担とする。

・公社の対応：上告状兼上告受理申立書提出、判決について一部不服があるので上告状及び上告受理申立を令和3年8月11日に控訴担当弁護士から提出。

⑥ 補償金支払請求事件（令和3年（ワ）第83号）

・原告 社会福祉法人柊の郷

・被告 葛城市土地開発公社

・訴状 令和3年2月25日奈良地方裁判所に柊の郷提出、葛城市土地開発公

社令和3年3月11日受理

(請求の趣旨)

被告は、原告に対し、金2,500万円及びこれに対する2016年(平成28)年4月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え

・裁判開始日：令和3年6月15日(火)午後1時15分 口頭弁論期日中止  
(形式的な期日のためだけに東京から弁護士がくることになるのを避けるため)